

登別市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の給付等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第65条第1号及び第2号に規定する費用の支弁、同法附則第6条第1項に規定する費用の支払並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第51条第5号に規定する費用の支弁について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設・事業者 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。
- (2) 給付費等 法第27条から第30条までの規定に基づく給付費及び附則第6条に基づき保育所に支払う委託費並びに児童福祉法第51条第5号に基づき施設・事業者を支払う措置に要する費用をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する例による。

(額の算定)

第3条 給付費等の額の算定にあたっては、法の定めによるもののほか、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）の定めるところによるものとする。

2 告示第16条の規定により市が定める額は、前項の規定の例による。

(請求者及び請求方法等)

第4条 法第27条第5項、第28条第4項、第29条第5項及び第30条第4項の規定により施設・事業者が給付費等の支払を受けようとするときは、施設・事業者の代表者（以下「代表者」という。）が月ごとの教育・保育の実施の状況及び実績に基づき、子どものための教育・保育給付費等請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に請求するものとする。

- (1) 子どものための教育・保育給付費等請求明細書（施設）（別記様式第2号）
- (2) 在籍園児一覧（別記様式第3号）

2 代表者は、当月初日における施設・事業者の教育・保育の実施の状況を施設型給付費等に係る加算（調整）【適用申請・実績報告】書（別記様式第4号）にその内容を挙証する資料を添えて毎月10日までに市長に提出するものとする。

(支給及び概算払)

第5条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかにその内容を審査し、当月末までに給付費等を支給するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、予算の範囲内において給付費等を概算払することができる。

(給付費の過誤申立て)

第6条 代表者は、既に支払いを受けた給付費等の請求内容に変更が生じた場合、子どものための教育・保育給付費等過誤申立書（別記様式第5号）により市長に給付費等の過誤を申し立てるものとする。

2 市長は、前項による申立を受理したときは、速やかにその内容を確認し、給付費等の追加の支給を行い、又は返納を求めるものとする。

(実績報告等)

第7条 代表者は、第4条の請求に係る当該年度の教育・保育の実施を終了したときは、その終了した日の翌日から起算して30日以内に施設型給付費等に係る加算（調整）【適用申請・実績報告】書（別記様式第4号）にその内容を挙証する資料を添えて市長に提出するものとする。

(状況調査等)

第8条 市長は、法第38条及び第50条の規定に基づき施設・事業者の運営、給付費等の収支、利用児童の処遇等について、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は実地調査をすることができる。

2 市長は、代表者が事実と異なる内容で請求、報告、申請等を行った場合又は前項の規定に基づく調査においてその執行に疑義が生じた場合は、是正させ、給付費等の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この要綱及び登別市財務会計規則（平成2年規則第15号）に定めるもののほか、給付費等の請求、支弁、支払その他必要な事項は別に定める。

2 登別市以外の市町村の区域内にある施設・事業者において教育・保育を実施した児童に係る給付費等の支弁については、この要綱の規定にかかわらず、市が当該施設・事業者の給付費等の支弁を所管する当該市町村と協議して定めるものとする。

附 則（平成29年告示第56号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第4条関係）

子どものための教育・保育給付費等請求書

年 月分の子どものための教育・保育給付費を以下のとおり請求します。

年 月 日

登別市長 様

設置者住所 _____
設置者名 _____
事業所住所 _____
事業所名 _____
請求者名 _____ (印)

1 請求金額 _____ 円 (うち、代理請求分 _____ 円)

2 振込先口座

フリガナ							
口座名義人							
振込先 金融機関 (コード番号)	銀行 金庫 組合			支店			
	金融機関 コード番号			支店 コード番号			
預金種目	1 普通	2 当座	口座番号				

3 添付書類

- (1) 子どものための教育・保育給付費等請求明細書（施設）
- (2) 在籍園児一覧
- (3) ※ その他必要な書類

別記様式第2号（第4条関係）

（幼稚園）

子どものための教育・保育給付費等請求明細書（施設）

年 月分
 （ 概算 精算 ）

請求者	事業所番号										
	事業所住所										
	事業所名称										
	施設区分	幼稚園	処遇改善等加算率	%							
	地域区分		利用定員(1号)	人							
	公私立の別										

請求金額算定内訳

公定価格基本分、加算分

区分		4、5歳児	3歳児	満3歳児	
単価	基本分保育単価				
	処遇改善等加算				
	加算部分1	副園長・教頭設置加算			
		3歳児配置改善加算			
		満3歳児対応加配加算			
		チーム保育加配加算			
		通園送迎加算			
		給食実施加算			
		外部監査費加算			
	調整	年齢別配置基準を下回る場合			
		定員を恒常的に超過する場合			
	加算部分2	主幹教諭等専任加算			
		子育て支援活動費加算			
		療育支援加算			
		指導充実加配加算			
		事務負担対応加配加算			
		冷暖房費加算			
		施設関係者評価加算			
		除雪費加算			
		降灰除去費加算			
		施設機能強化推進費加算			
		小学校接続加算			
	栄養管理加算				
	第三者評価受審加算				
	保育単価合計	(a)			
	月入所人数	(b)			
	年齢区分別金額	(c=a×b)			
	月分利用者負担額合計	(d)			
基本分、加算分請求額(区分別)	(c-d)				
基本分、加算分請求額(合計)	(e)				

(認定こども園)

子どものための教育・保育給付費等請求明細書（施設）

年 月分
 (概算 精算)

請求者	事業所番号											
	事業所住所											
	事業所名称											
	施設区分	認可園(幼稚園型)	処遇改善等加算率								%	
	地域区分			利用定員(1号)								人
	公私立の別			利用定員(2,3号)								人

請求金額算定内訳

教育標準時間認定

公定価格基本分、加算分

区分		4、5歳児	3歳児	満3歳児	
単価	基本分保育単価				
	処遇改善等加算				
	加算部分1	副園長・教頭配置加算			
		学級編成調整加配加算			
		3歳児配置改善加算			
		満3歳児対応加配加算			
		チーム保育加配加算			
		通園送迎加算			
		給食実施加算			
		外部監査費加算			
		調整	主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合		
	年齢別配置基準を下回る場合				
	配置基準上求められる職員資格を有しない場合				
	施設長に係る経過措置が適用される場合				
	定員を恒常的に超過する場合				
	加算部分2	療育支援加算			
		事務職員配置加算			
		指導充実加配加算			
		事務負担対応加配加算			
		冷暖房費加算			
		施設関係者評価加算			
		除雪費加算			
		降灰除去費加算			
		施設機能強化推進費加算			
		小学校接続加算			
	第三者評価受審加算				
	保育単価合計	(a)			
	月入所人数	(b)			
	年齢区分別金額	(c=a×b)			
	月分利用者負担額合計	(d)			
	基本分、加算分請求額(区分別)	(c-d)			
基本分、加算分請求額(合計)	(e)				

保育認定

公定価格基本分、加算分

区分		4、5歳児		3歳児		1、2歳児		乳児		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
単価	基本分保育単価									
	処遇改善等加算									
	加算部分1	3歳児配置改善加算	/	/	/	/	/	/	/	/
		休日保育加算								
		夜間保育加算								
		減価償却費加算								
		賃借料加算								
		外部監査費加算								
	調整	1号認定こどもの利用定員を設定しない場合								
		常態的に土曜日に閉所する場合								
		主幹教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合								
		年齢別配置基準を下回る場合								
		配置基準上求められる職員資格を有しない場合								
		施設長に係る経過措置が適用される場合								
	加算部分2	定員を恒常的に超過する場合								
		療育支援加算								
		冷暖房費加算								
		施設関係者評価加算								
		除雪費加算								
		降灰除去費加算								
		入所児童処遇特別加算								
		施設機能強化推進費加算								
		小学校接続加算								
		栄養管理加算								
	第三者評価受審加算									
	保育単価合計 (a')									
	月入所人数 (b')									
	年齢区分別金額 (c' = a' × b')									
	月分利用者負担額合計 (d')									
	基本分、加算分請求額 (区分別) (c' - d')									
基本分、加算分請求額 (合計) (e')										

合計請求額 (e+e'+r+s+t)	
--------------------	--

(保育所)

子どものための教育・保育給付費等請求明細書（施設）

年 月分
 概算 精算

請求者	事業所番号											
	事業所住所											
	事業所名称											
	施設区分	保育所	処遇改善等加算率	%								
	地域区分		利用定員(2号)	人								
	公私立の別		利用定員(3号)	人								

請求金額算定内訳

公定価格基本分、加算分

区分	4、5歳児		3歳児		1、2歳児		乳児		
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
基本分保育単価									
処遇改善等加算									
加算部分1	所長設置加算								
	3歳児配置改善加算								
	休日保育加算								
	夜間保育加算								
	減価償却費加算								
	賃借料加算								
	チーム保育推進加算								
	調整	分園の場合							
		常態的に土曜日に閉所する場合							
		定員を恒常的に超過する場合							
加算部分2	主任保育士専任加算								
	療育支援加算								
	冷暖房費加算								
	除雪費加算								
	降灰除去費加算								
	入所児童処遇特別加算								
	施設機能強化推進費加算								
	小学校接続加算								
	栄養管理加算								
	第三者評価受審加算								
保育単価合計 (a')									
月入所人数 (b')									
年齢区分別金額 (c' = a' × b')									
基本分、加算分請求額 (合計) (d')									

別記様式第3号（第4条関係）

（1号認定）

在籍園児一覧

年 月 分

※ 当月の開園日数： ____ 日

No	支給認定証番号	園児氏名	生年月日	年齢	認定	負担区分		保護者負担額	開所日に対する 在籍日数	備考
						階層	多子区分			
1									/	
2									/	
3									/	
4									/	
5									/	
6									/	
7									/	
8									/	
9									/	
10									/	
11									/	
12									/	
13									/	
14									/	
15									/	
16									/	
17									/	
18									/	
19									/	
20									/	
21									/	
22									/	
23									/	
24									/	
25									/	
26									/	
27									/	
28									/	
29									/	
30									/	
31									/	
32									/	
33									/	
34									/	
35									/	

集計欄

区分	3歳児			4, 5歳児			合計
	満3歳児	3歳児	小計	4歳児	5歳児	小計	
保護者負担額合計							
在籍人数							
公定価格計算用人数							

(2号・3号認定)

在籍園児一覧

年 月 分

※ 当月の開園日数： _____ 日

No	支給認定証番号	園児氏名	生年月日	年齢区分	認定	負担区分		保護者負担額	開所日に対する 在籍日数	備考
						階層	多子区分			
1									/	
2									/	
3									/	
4									/	
5									/	
6									/	
7									/	
8									/	
9									/	
10									/	
11									/	
12									/	
13									/	
14									/	
15									/	
16									/	
17									/	
18									/	
19									/	
20									/	
21									/	
22									/	
23									/	
24									/	
25									/	
26									/	
27									/	
28									/	
29									/	
30									/	
31									/	
32									/	
33									/	
34									/	
35									/	

集計欄

区分	乳児		1, 2歳児						3歳児	
			1歳児		2歳児		小計			
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
保護者負担額合計										
在籍人数										
公定価格計算用人数										

区分	4, 5歳児						合計	
	4歳児		5歳児		小計			
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
保護者負担額合計								
在籍人数								
公定価格計算用人数								

別記様式第4号（第4条関係）
（幼稚園）

年度施設型給付費等にかかる加算（調整）【適用申請・実績報告】書

年 月 日

登別市長 様

設置者名
申請者名

印

年度において、下記のとおり【申請・報告】します。

I 総括表

年 月初日現在

施設名	
所在地	
利用定員	名
利用こども数 (見込)	名

申請の有無	加算・調整項目	適用（開始）年月 又は適用年度	備考
基本加算部分			
1	処遇改善等加算（処遇改善加算等加算通知 ^{注1} 別紙様式1～3）		
2	副園長・教頭配置加算		
3	3歳児配置改善加算（留意事項通知 ^{注2} 参考様式1）		
4	満3歳児対応加配加算（留意事項通知 ^{注2} 参考様式1）		
5	チーム保育加配加算（留意事項通知 ^{注2} 参考様式1）		
6	通園送迎加算		
7	給食実施加算		
8	外部監査費加算		
加減調整部分			
9	年齢別配置基準を下回る場合（留意事項通知 ^{注2} 参考様式1）		
乗除調整部分			
10	定員を恒常的に超過する場合		

特定加算部分			
11		主幹教諭等専任加算	
12		子育て支援活動費加算	
13		療育支援加算	
14		指導充実加配加算	
15		事務負担対応加配加算	
16		冷暖房費加算	
17		施設関係者評価加算	
18		除雪費加算	
19		降灰除去費加算	
20		施設機能強化推進費加算	
21		小学校接続加算	
22		栄養管理加算	
23		第三者評価受審加算	

- ※ 加算・調整項目のうち申請する項目について、「申請の有無」欄に○印を記載すること。
- 注1 処遇改善等加算通知：施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成27年3月31日付け府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をいう。
- 注2 留意事項通知：特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成27年3月31日付け府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をいう。

II 個票

1 処遇改善等加算

「処遇改善等加算通知」別紙様式1～3参照

2 副園長・教頭配置加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～4の要件全てに該当する場合に加算)	1 学校教育法第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2 学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	3 当該施設に常時勤務する者であること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	4 【園長が専任でない施設の場合】幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類	副園長又は教頭の氏名・年齢等を記載した履歴書等	

3 3歳児配置改善加算

4 満3歳児配置改善加算

5 チーム保育加配加算

添付書類	・常勤換算人数による配置教員数が分かる資料(「留意事項通知」参考様式参照) ・職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	---

6 通園送迎加算

利用子ども数 (1月見込)	名
添付書類	通園送迎の実施状況等が分かる資料等

※ 送迎の実施方法(運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等)は問わない。

7 給食実施加算

利用子ども数 (1月見込)	名
週当たり実施日数	休業期間中の平均的な月当たり実施日数 [] 日 ÷ 4 週 = 週当たり実施日数 [] 日 <small>(小数点第1位を四捨五入)</small>
添付書類	給食の実施状況等が分かる資料等

※ 実施日は子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日とする(保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む)。

※ 給食の実施方法(業務委託、外部搬入等)は問わない。

8 外部監査費加算

添付書類	外部監査の実施状況等が分かる資料等 (監査実施契約が締結された時点で契約書等を提出)
------	---

※ 外部監査の内容等は、幼稚園に係る私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のもの。

9 年齢別配置基準を下回る場合

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算人数による配置教員数が分かる資料（参考様式参照） ・職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	---

10 定員を恒常的に超過する場合

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均 在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均 在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														

11 主幹教諭等専任加算

主幹教諭等 ^{※1} の配置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	主幹教諭等氏名	
代替教員 の配置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	代替教員氏名	
事業の実施状況（実施している事業の番号に○印をすること。） （複数実施すること）	1 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月または5月）の平均対象子どもが1人以上いるもの。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業等により行う預かり保育を含む。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉		
	2 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月または5月）の平均対象子どもが1人以上いるもの。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。） 〈 月初日現在利用児童数 名〉		
	3 満3歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉		
	4 障害児（軽度障害児を含む。） ^{※2} に対する教育・保育の提供（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉		
添付書類	上記1～4の事業等の実施状況等が分かる資料		

※1 主幹教諭等とは、学校教育法第27条に規定する副園長、教頭、主幹教諭及び指導教諭をいう。

※2 登別市が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

12 子育て支援活動費加算

加算要件	1 主幹教諭等専任加算(11)の対象施設であること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
該当する適・否にレ 印をすること (1・2の要件に該 当する場合に加算)	2 地域の子育て支援活動等に取り組んでいること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類	地域の子育て支援活動等の実施状況等が分かる資料	

13 療育支援加算

主幹教諭等専 任加算(11)の 対象施設	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
主幹教諭等 補助者の配置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	主幹教諭等 補助者氏名	
受入障害児 [※] 数	特別児童扶養手当支給対象児童	月初日現在	名
	それ以外の対象子ども	月初日現在	名
添付書類	療育支援の取組が分かる資料		

※ 登別市が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

14 指導充実加配加算

※ 利用定員271人以上の施設が対象

添付書類	非常勤講師の配置が分かる資料等
------	-----------------

15 事務負担対応加配加算

※ 利用定員271人以上の施設が対象

添付書類	非常勤事務職員の配置が分かる資料等
------	-------------------

16 冷暖房費加算

特段、添付書類は不要。

※登別市：3級地

17 施設関係者評価加算

加算要件 該当する適・ 否にレ印をす ること	1 学校教育法施行規則第39条において準用する第67条の規定によ り保護者その他の幼稚園の関係者（幼稚園職員を除く。）による 評価を実施	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
(1・2の要件 に該当する場 合に加算)	2 評価の結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明 等により広く公表	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類	施設関係者評価の実施状況等が分かる資料 (評価者の委嘱や会議の開催等が決定された時点で提出)	

※ 評価の内容等は、「幼稚園における学校評価ガイドライン」に準拠し、同規則第39条にお
 いて準用する第66条の規定により行った自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動
 の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するものであること。

※ 評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表（評価報告書の作成
 が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認
 できる場合は本加算の対象とする。その場合、事後に受審や結果の公表が行われていること
 が確認できる資料等を市町村に提出すること。

18 除雪費加算

特段、添付書類は不要。

※登別市は非該当

19 降灰除去費加算

特段、添付書類は不要。

※登別市は非該当

20 施設機能強化推進費加算

【事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額】

事業内容			支出予定（済）額		
実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内訳
		円	印刷製本費 旅費 ・ ・ 光熱水費 消耗品費 賃委託金費	円	
—	—	計	—	計	—
事業の実施状況（実施している事業の番号に○印をすること。） （複数実施すること）	1 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月または5月）の平均対象子どもが1人以上いるもの。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業等により行う預かり保育を含む。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉				
	2 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月または5月）の平均対象子どもが1人以上いるもの。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。） 〈 月初日現在利用児童数 名〉				
	3 満3歳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉				
	4 障害児（軽度障害児を含む。）※に対する教育・保育の提供（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉				

※ 支出予定（済）額の科目欄には、記載の科目以外に該当するものがあれば、適宜記入すること。

※ 登別市が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

21 小学校接続加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～3の要件全てに該当する場合に加算)	1 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしている。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施している。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	3 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類	上記取組等の実施状況がわかる資料等	

22 栄養管理加算

※ 年間を通じて栄養士を活用している場合に加算対象とする（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）。

栄養士の配置※	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	栄養士氏名	
栄養士を活用した継続的指導	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
添付書類	嘱託契約（写）又は配置が確認できる書類等		

※ 雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

23 第三者評価受審加算

※ 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1・2の要件に該当する場合に加算)	1 「幼稚園における学校評価ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2 第三者機関等による評価の受審結果をホームページ等により広く公表。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類※	第三者評価の受審状況が分かる資料等 (評価者の委嘱や会議の開催等が決定された時点で提出)	

※ 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度になるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、事後に受審や結果の公表が行われていることが確認できる資料等を、登別市に提出すること。

(認定こども園)

年度施設型給付費等にかかる加算（調整）【適用申請・実績報告】書

年 月 日

登別市長 様

設置者名
申請者名

印

年度において、下記のとおり【申請・報告】します。

I 総括表

年 月初日現在

施設名						
所在地						
利用定員	1号	名	2・3号	名	合計	名
利用こども数 (見込)	1号	名	2・3号	名	合計	名

	申請の有無	加算・調整項目	適用(開始)年月 又は適用年度	備考
基本加算部分				
1		処遇改善等加算 (処遇改善加算等加算通知 ^{注1} 別紙様式1～3)		
2		副園長・教頭配置加算		
3		学級編制調整加配加算		
4		3歳児配置改善加算 (留意事項通知 ^{注2} 参考様式2)		
5		満3歳児対応加配加算 (留意事項通知 ^{注2} 参考様式2)		
6		チーム保育加配加算 (留意事項通知 ^{注2} 参考様式2)		
7		通園送迎加算		
8		給食実施加算		
9		外部監査費加算		
10		休日保育加算		
11		夜間保育加算		
12		減価償却費加算		
13		賃借料加算		

加減調整部分			
14		教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合	
15		分園の場合	
16		常態的に土曜日に閉所する場合	
17		主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合	
18		年齢別配置基準を下回る場合	
19		配置基準上求められる職員資格を有しない場合	
20		施設長に係る経過措置が適用されている場合	
乗除調整部分			
21		年齢別配置基準を下回る場合 (留意事項通知 ^{注2} 参考様式2)	
特定加算部分			
22		療育支援加算	
23		事務職員配置加算	
24		指導充実加配加算	
25		事務負担対応加配加算	
26		冷暖房費加算	
27		施設関係者評価加算	
28		除雪費加算	
29		降灰除去費加算	
30		入所児童処遇特別加算	
31		施設機能強化推進費加算	
32		小学校接続加算	
33		栄養管理加算	
34		第三者評価受審加算	

※ 加算・調整項目のうち申請する項目について、「申請の有無」欄に○印を記載すること。

※ 「4. 3歳児配置改善加算」「17. 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組みを実施していない場合」「21. 定員を恒常的に超過する場合」は1号と2・3号でそれぞれ申請書を作成すること。

注1 処遇改善等加算通知：施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成27年3月31日付け府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をいう。

注2 留意事項通知：特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成27年3月31日付け府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をいう。

II 個票

1 処遇改善等加算

「処遇改善等加算通知」別紙様式1～3参照

2 副園長・教頭配置加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～4の要件全てに該当する場合に加算)	1 認定こども園法第14条又は学校教育法第27条に規定する副園長又は教頭の職務をつかさどっていること。学級担任など教育・保育への従事状況は問わない。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2 認定こども園法施行規則第14条において準用する第13条又は学校教育法施行規則第23条において準用する第20条から第22条までに該当するものとして発令を受けていること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	3 当該施設に常時勤務する者であること。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	4 【園長が専任でない施設の場合】 園長が専任でない施設において、幼保連携型認定こども園設備運営基準第5条第3項の表備考第4号に規定する園長が専任でない場合に1名増加して配置する教員又は幼稚園設置基準第5条第3項に規定する教員に該当しないこと。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類	副園長又は教頭の氏名・年齢等を記載した履歴書等	

3 学級編制調整加配加算

※ 1号認定子ども及び2号認定子どもに係る利用定員が36人以上300人以下の施設が対象。

添付書類	職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	---------------------

4 3歳児配置改善加算

5 満3歳児対応加配加算

6 チーム保育加配加算

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算人数による配置保育教諭等の数が分かる資料（「留意事項通知」参考様式参照） ・職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	---

7 通園送迎加算

添付書類	通園送迎の実施状況等が分かる資料等
------	-------------------

※ 送迎の実施方法（運転手を雇用して実施又は業務委託して実施等）は問わない。

8 給食実施加算

週当たり実施日数	$\frac{\text{修業期間中の平均的な月当たり実施日数}}{\text{日} \div 4 \text{ 週}} = \text{週当たり実施日数}$ <small>(小数点第1位を四捨五入)</small>
添付書類	給食の実施状況等が分かる資料等

※ 実施日は子ども全員に給食を提供できる体制をとっている日とする（保護者が弁当持参を希望するなどにより給食を利用しない子どもがいる場合も実施日に含む）。

※ 給食の実施方法（業務委託、外部搬入等）は問わない。

9 外部監査費加算

添付書類	外部監査の実施状況等が分かる資料等 (監査実施契約が締結された時点で契約書等を提出)
------	---

※ 外部監査の内容等は、幼稚園に係る私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第3項に規定する公認会計士又は監査法人の監査及びこれに準ずる公認会計士又は監査法人の監査と同等のもの。

10 休日保育加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～4の要件全てに該当する場合に加算)	1 休日等を含めて年間を通じて開所	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否														
	2 幼保連携型認定子ども園にあつては「幼保連携型認定子ども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」第5条第3項及び附則第5条から第8条、それ以外の認定子ども園にあつては「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」第2の一及び附則第3から第7の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育教諭等を配置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否														
	(適用開始現在)															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 30%;">利用子ども数 (見込)</th> <th style="width: 40%;">保育教諭等の配置状況 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">/</td> </tr> <tr> <td>1.2歳児</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> </tbody> </table>		利用子ども数 (見込)	保育教諭等の配置状況 (見込)	乳児	名	/	1.2歳児	名	3歳児	名	4歳以上児	名	計	名	名
	利用子ども数 (見込)	保育教諭等の配置状況 (見込)														
乳児	名	/														
1.2歳児	名															
3歳児	名															
4歳以上児	名															
計	名		名													
	3 適宜、間食又は給食等を提供	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否														
	4 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否														

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
前年度延べ利用子ども数 ^{※1, 2} (実績)													
当該年度延べ利用子ども数 ^{※1, 2} (見込)													

※1 延べ利用子ども数は、1人の子どもが月4日利用した場合は4名と計算すること。
 ※2 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

添付書類	休日等における職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	----------------------------

【実績報告書】

認定を受けた年間延べ利用子ども数 (見込) ^{※1}	年間延べ利用子ども数 (実績) ^{※2}	年間実利用児童数 ^{※3}		加算実施月数
		うち平日は他の施設・事業所を利用する実利用児童数 ^{※4}		
人	人	人	人	月

※1 認定を受けた年間延べ利用子ども数(見込)を記入すること。延べ利用子ども数は1人の子どもが年に30日利用した場合は30人と計算すること。
 ※2 実際の年間延べ利用子ども数の実績を記入すること。
 ※3 年度中に休日保育を利用した実利用子ども数を記入すること。毎週利用している子どもも、年に1度しか利用しない子どももそれぞれ1人と記入する。
 ※4 ※3のうち、平日は他の施設・事業所を利用する子どもの数を記入すること。

11 夜間保育加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～5の要件全てに該当する場合に加算)	1 保育に関し、長年の経験を有し、良好な成果をおさめている。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2 保育認定子どもに対して夜間保育のみを行う夜間保育専門(教育標準時間認定子どもを除く。)の施設である。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	3 施設長は、幼稚園教諭又は保育士の資格を有し、直接子どもの保育に従事することができる者を配置するよう努める。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	4 仮眠のための設備及びその他夜間保育のために必要な設備、備品を備えている。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	5 保育認定子どもに係る開所時間は原則11時間とし、おおよそ午後10時までとする。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類	夜間における保育従事者の配置状況が記載された職員体制図等	

※ 保育所型認定こども園については、「夜間保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)」により設置認可された施設、それ以外の認定こども園については、上記の要件に適合するものとして市町村に認定された夜間保育を実施する施設に加算する。

12 減価償却費加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～4の要件全てに該当する場合に加算)	1 認定こども園の用に供する建物が自己所有である。(施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上である。)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	3 建物の設備に当たって、施設整備費又は改修等の国庫補助金の交付を受けていない。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	上記「3」に該当しなくても、右欄の要件全てに該当する改修等を行った場合は「3」に該当する。	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過したものであり、 ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていない <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上である <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	4 賃借料加算の対象となっていない。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類	建物を整備又は取得する際の契約書類等(写)	

13 賃借料加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～4の要件全てに該当する場合に加算)	1 認定こども園の用に供する建物が賃貸物件である。(施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上である。)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2 認定こども園の用に供する建物に対する賃借料が発生している。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	3 賃借料の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていない。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	4 減価償却費加算の対象となっていない。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類	賃貸契約書等(写)	

14 教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない場合

教育標準時間認定子どもの利用定員を設定しない幼保連携型認定こども園に適用する。

15 分園の場合

「保育所分園の設置運営について」（平成10年4月9日児発第302号）に定める「保育所分園設置運営要綱」に該当する分園に適用する。

16 常態的に土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所する理由等	
-------------	--

17 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合

① 教育標準時間認定

※ 教育標準時間認定において、主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施している場合は作成すること。

主幹保育教諭等の配置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	主幹保育教諭等 氏名	
代替保育教諭等の配置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	代替保育教諭等 氏名	
事業の実施状況（実施している事業の番号に○印をすること。） （複数実施すること）	1 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月または5月）の平均対象子どもが1人以上いるもの。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業等により行う預かり保育を含む。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉		
	2 一般型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月または5月）の平均対象子どもが1人以上いるもの。私学助成の子育て支援活動の推進等により行う未就園児の保育、幼稚園型一時預かり事業により行う非在園児の預かりを含む。） 〈 月初日現在利用児童数 名〉		
	3 満3歳児に対する教育・保育の提供（月の初日において満3歳児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉		
	4 障害児（軽度障害児を含む。）*に対する教育・保育の提供（月の初日において障害児が1人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉		
添付資料	上記1～4の事業等の実施状況等が分かる資料等		

※ 登別市が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

20 施設長に係る経過措置が適用される場合

※ 当該調整は平成32年3月31日までの間に限り講じられるもの。

※ 平成27年4月1日以降に異動があった場合に記入。

調整要件 該当する適・否にレ印をすること (3・4は、該当する場合に限る。)	1 平成27年3月31日において幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所のいずれにも園長及び施設長を配置していること。 平成27年3月31日時点の園長及び施設長の氏名	幼稚園 保育所													□ 適 □ 否	
	2 1のいずれもが、平成27年4月1日以降に、継続して当該施設に配置されていること。 ※1.2															□ 適 □ 否
	3 1のうち平成27年4月1日以降に園長及び施設長としての職務に就いていない者については、基本分単価に含まれる職員及びその他の加算等の算定上の対象職員になっていないこと。															□ 適 □ 否
	4 施設を設置する事業者が設置する他の教育・保育施設又は地域型保育事業所に異動した場合で、異動先の施設において施設長又はそれに準じた職務に従事している。加えて、本調整の対象となる施設に当該者の後任者が配置されていること。	異動先施設	幼稚園 保育所 認定こども園	施設名		役職										□ 適 □ 否
後任者	氏名				役職											
添付書類	調整の対象となる職員の氏名・配置状況が記載された資料等															

※1 平成27年4月1日以降に退職等により、当該施設の職員でなくなった場合には、※2の場合を除き、本調整の対象外。

※2 同じ事業者が設置する他の教育・保育施設または地域型保育事業所に異動した場合で、異動先の施設において施設長又はそれに準じた職務に従事していること。加えて、本調整の対象となる施設に当該者の後任者が配置されていること。

21 定員を恒常的に超過する場合

※ 教育標準時間認定（1号）は直前の連続する2年度間、保育認定（2・3号）は直前の連続する5年度間について記入すること。

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														

22 療育支援加算

主幹保育教諭等補助者の配置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	主幹保育教諭等補助者氏名	
受入障害児 [※] 数	特別児童扶養手当支給対象児童	月初日現在	名
	それ以外の対象子ども	月初日現在	名
添付書類	療育支援の取組が分かる資料		

※ 登別市が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

23 事務職員配置加算

※ 認定こども園全体の利用定員が91人以上の施設が対象

添付書類	職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	---------------------

24 指導充実加配加算

※ 利用定員271人以上の施設が対象

添付書類	非常勤講師の配置が分かる資料等
------	-----------------

25 事務負担対応加配加算

※ 利用定員271人以上の施設が対象

事務職員配置加算(23)の対象施設	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類	非常勤事務職員の配置が分かる資料等

26 冷暖房費加算

特段、添付書類は不要。

※登別市：3級地

27 施設関係者評価加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1・2の要件に該当する場合に加算)	1 認定子ども園法施行規則第24条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第67条の規定に準じて、保護者その他の施設の関係者(施設職員を除く。)による評価を実施	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2 評価の結果をホームページ・広報誌への掲載、保護者への説明等により広く公表	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類	施設関係者評価の実施状況等が分かる資料 (評価者の委嘱や会議の開催等が決定された時点で提出)	

※ 評価の内容等は、「幼稚園における学校評価ガイドライン」に準拠し、認定子ども園法施行規則第23条又は学校教育法施行規則第39条において準用する第66条の規定により行った自己評価等に関する情報提供、授業・行事等の活動の公開、園長等との意見交換の確保などに配慮して実施するものであること。

※ 評価者の委嘱や会議の開催予定等により、当年度に評価や結果の公表(評価報告書の作成が翌年度以降となるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。)が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、事後に受審や結果の公表が行われていることが確認できる資料等を市町村に提出すること。

28 除雪費加算

特段、添付書類は不要。

※登別市は非該当

29 降灰除去費加算

特段、添付書類は不要。

※登別市は非該当

30 入所児童処遇特別加算

職員数※2	配置基準数	実人員	常勤	人
	人	人	非常勤※1	() 人
事業の実施状況（実施している事業の番号に○印をすること） （いずれかの事業を実施すること）	1 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） （ 月初日現在利用園児数 名）			
	2 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月または5月）の平均対象子どもが1人以上いるもの。） ただし、当分の間は「保育対策等促進事業の実施について」の一部改正について（平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による改正前の一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 （ 月初日現在利用児童数 名）			
	3 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）			
	4 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。） （ 月初日現在利用園児数 名）			
	5 障害児（軽度障害児を含む。）※3が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。） （ 月初日現在利用園児数 名）			
「特定就職困難者雇用開発助成金」等の補助の状況 （右欄の番号に○印すること。）	1 受けている			
	2 受ける予定			

※1 非常勤職員欄の（ ）に加算対象人員を再掲すること。

※2 「職員数」欄は、4月1日現在で記入のこと。

※3 登別市が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

【入所児童処遇特別加算職員】

氏名	年齢	雇用契約期間	年間雇用時間(予定)数	業務内容	備考※1
		～	時間		
計	—	—		—	—
業務内容※2					
添付書類	雇用契約書、本加算の効果・必要性等が分かる資料等				

※1 身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の別を備考欄に記入すること。（ただし、身体障害者、知的障害者、精神障害者の場合は障害の程度も合わせて記入のこと。）

※2 業務内容については、詳細に記入すること。

31 施設機能強化推進費加算

【事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額】

事業内容			支出予定（済）額		
実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内訳
		円	印刷製本費 旅費 ・ ・ 光熱水費 消耗品費 賃委託金費	円	
—	—	計	—	計	—
事業の実施状況（実施している事業の番号に○印をすること） （複数実施すること）	1 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉				
	2 幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合しており、かつ、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月または5月）の平均対象子どもが1人以上いるもの。私学助成の預かり保育推進事業、幼稚園長時間預かり保育支援事業等により行う預かり保育を含む。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉				
	3 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月または5月）の平均対象子どもが1人以上いるもの。） ただし、当分の間は「保育対策等促進事業の実施について」の一部改正について（平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による改正前の一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 〈 月初日現在利用児童数 名〉				
	4 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。）				
	5 満3歳児（教育標準時間認定子どもに限る。）に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して満3歳児が1人以上利用していること。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉				
	6 乳児に対する教育・保育の提供（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉				
	7 障害児（軽度障害児を含む。） [*] に対する教育・保育の提供（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉				

※ 支出予定（済）額の科目欄には、記載の科目以外に該当するものがあれば、適宜記入すること。

※ 登別市が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

32 小学校接続加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～3の要件全てに該当する場合に加算)	1 小学校との連携・接続に関する業務分掌を明確にしている。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施している。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	3 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類	上記取組等の実施状況が分かる資料等	

33 栄養管理加算

※ 年間を通じて栄養士を活用している場合に加算対象とする（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）。

栄養士の配置※	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	栄養士氏名	
栄養士を活用した継続的指導	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
添付書類	嘱託契約（写）又は配置が確認できる書類等		

※ 雇用形態を問わず、嘱託する場合や、栄養教諭、学校栄養職員又は調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

34 第三者評価受審加算

※ 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1・2の要件に該当する場合に加算)	1 「幼稚園における学校評価ガイドライン」又は「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると登別市が認める第三者機関（又は評価者）による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2 第三者機関等による評価の受審結果をホームページ等により広く公表。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類※	第三者評価の受審状況が分かる資料等 （評価者の委嘱や会議の開催等が決定された時点で提出）	

※ 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度になるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、事後に受審や結果の公表が行われていることが確認できる資料等を、登別市に提出すること。

(保育所)

年度施設型給付費等にかかる加算（調整）【適用申請・実績報告】書

年 月 日

登別市長 様

設置者名
申請者名

印

年度において、下記のとおり【申請・報告】します。

I 総括表

年 月初日現在

施設名						
所在地						
利用定員	名	分園を設置する場合	本園	名	分園	名
利用子ども数 (見込)	名					

	申請の有無	加算・調整項目	適用年月 又は適用年度	備考
基本加算部分				
1		処遇改善等加算 (処遇改善加算等加算通知 ^{注1} 別紙様式1～3)		
2		所長設置加算		
3		3歳児配置改善加算 (留意事項通知 ^{注2} 参考様式2)		
4		休日保育加算		
5		夜間保育加算		
6		減価償却費加算		
7		賃借料加算		
8		チーム保育推進加算		
加減調整部分				
9		分園の場合		
10		常態的に土曜日に閉所する場合		
乗除調整部分				
11		年齢別配置基準を下回る場合 (留意事項通知 ^{注2} 参考様式2)		

特定加算部分			
12		主任保育士専任加算	
13		療育支援加算	
14		事務職員雇上費加算	
15		冷暖房費加算	
16		除雪費加算	
17		降灰除去費加算	
18		入所児童処遇特別加算	
19		施設機能強化推進費加算	
20		小学校接続加算	
21		栄養管理加算	
22		第三者評価受審加算	

※ 加算・調整項目のうち申請する項目について、「申請の有無」欄に○印を記載すること。

注1 処遇改善等加算通知：施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（平成27年3月31日付け府政共生第349号、26文科初第1463号、雇児発0331第10号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をいう。

注2 留意事項通知：特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成27年3月31日付け府政共生第350号、26文科初第1464号、雇児発0331第9号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）をいう。

II 個票

1 処遇改善等加算

「処遇改善等加算通知」別紙様式1～3参照

2 所長設置加算

※ 分園が設置されている場合、中心園に所長を設置し所長設置加算の適用を受けているときは、分園においても当該加算が適用されること。

加算要件 該当する□に レ印をす ること	従事経験等	<input type="checkbox"/> 児童福祉事業等の従事経験2年以上 ^{※1} <input type="checkbox"/> 上記と同等以上の能力を有すると認められる者（公的機関等の実施する所長研修等を受講した者等）
	専従・非専従	<input type="checkbox"/> 専従 ^{※2} <input type="checkbox"/> 非専従（兼務の状況） ^{※3}
	委託費からの 給与支出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
所長就任年月日		
添付書類 ^{※4}	所長の履歴書等	

※1 児童福祉事業等に従事した者の例示

児童福祉施設、幼稚園・小学校等における教諭、市町村長等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設等。

※2 常時実際にその施設の運営管理の業務に専従していること。

※3 2以上の施設若しくは他の事業と兼務し、所長として職務を行っていない者は欠員とみなして加算は適用しない。

※4 平成27年3月31日以前に、保育所運営費における所長設置の保育単価の適用を受けており、所長の配置状況に変更がない保育所については、加算の認定を簡略化することができる。

3 3歳児配置改善加算

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤換算人数による配置保育士の数が分かる資料（「留意事項通知」参考様式参照） ・職員の配置状況が記載された職員体制図等
------	---

4 休日保育加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること	1 休日等を含めて年間を通じて開所	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否														
	2 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項及び附則第94条から第97条、児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2条の規定に基づき、対象子どもの年齢及び人数に応じて、本事業を担当する保育士を配置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否														
	(適用開始現在)															
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">利用子ども数 (見込)</td> <td style="text-align: center;">保育士の配置状況 (見込)</td> </tr> <tr> <td>乳児</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>1.2歳児</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">名</td> <td style="text-align: center;">名</td> </tr> </table>		利用子ども数 (見込)	保育士の配置状況 (見込)	乳児	名	/	1.2歳児	名	3歳児	名	4歳以上児	名	計	名	名
	利用子ども数 (見込)	保育士の配置状況 (見込)														
乳児	名	/														
1.2歳児	名															
3歳児	名															
4歳以上児	名															
計	名	名														
3 適宜、間食又は給食等を提供	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否															
4 対象となる子どもは、原則、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否															

	(名)												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
前年度延べ利用子ども数 ^{※1,2} (実績)													
当該年度延べ利用子ども数 ^{※1,2} (見込)													

※1 延べ利用子ども数は、1人の子どもが月4日利用した場合は4名と計算すること。
 ※2 休日延べ利用子ども数には、休日等に当該休日保育対象施設を利用する休日保育対象施設以外の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する子どもを含むこと。

添付書類	休日等における保育士の配置状況が記載された職員体制図等
------	-----------------------------

【実績報告書】

認定を受けた年間延べ利用子ども数 (見込) ^{※1}	年間延べ利用子ども数 (実績) ^{※2}	年間実利用児童数 ^{※3}		加算実施月数
			うち平日は他の施設・事業所を利用する実利用児童数 ^{※4}	
人	人	人	人	月

※1 認定を受けた年間延べ利用子ども数(見込)を記入すること。延べ利用子ども数は1人の子どもが年に30日利用した場合は30人と計算すること。
 ※2 実際の年間延べ利用子ども数の実績を記入すること。
 ※3 年度中に休日保育を利用した実利用子ども数を記入すること。毎週利用している子どもも、年に1度しか利用しない子どももそれぞれ1人と記入する。
 ※4 ※3のうち、平日は他の施設・事業所を利用する子どもの数を記入すること。

5 夜間保育加算

夜間保育を実施する施設(「夜間保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知)」により設置認可された施設。)に加算する。

6 減価償却費加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～4の要件全てに該当する場合に加算)	1 保育所の用に供する建物が自己所有である。(施設の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上である。)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2 建物を整備又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生している。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	3 建物の設備に当たって、施設整備費又は改修費等の国庫補助金の交付を受けていない。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	上記「3」に該当しなくても、右欄の要件全てに該当する改修等を行った場合は「3」に該当する。	施設整備費等の国庫補助の交付を受けて建設した建物について、整備後一定年数が経過したものであり、 ① 老朽化等を理由として改修等が必要であったと市町村が認める場合 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 ② 当該改修等に当たって、国庫補助の交付を受けていない <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否 ③ 1施設当たりの改修等に要した費用を2,000で除して得た値が、建物全体の延面積に2を乗じて得た値を上回る場合で、かつ、改修等に要した費用が1,000万円以上である <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	4 賃借加算の対象となっていない。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類	建物を整備又は取得する際の契約書類等(写)	

7 賃借料加算

加算要件 該当する適・否にレ印をすること (1～4の要件全てに該当する場合に加算)	1 保育所の用に供する建物が賃貸物件である。(施設の一部が自己所有の場合は、賃貸による建物の延べ面積が施設全体の延べ面積の50%以上である。)	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2 保育所の用に供する建物に対する賃借料が発生している。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	3 賃借料の国庫補助を受けた施設については、当該補助に係る残額が生じていない。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	4 減価償却費加算の対象となっていない。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類	賃貸契約書等(写)	

8 チーム保育推進加算

保育士数 ^{※2}	年齢別配置基準① ^{※1}	休けい保育士②	標準時間対応保育士③	主任保育士代替保育士④
	人	人	人	人
	必要保育士数⑤ (①～④の合計)	実員数⑥	差引⑦ (⑥－⑤)	
	人	人	人	
平均勤続年数	年			
チーム保育体制の取組内容	(記載例) キャリアを積んだ保育士が、若手保育士とともにチーム保育を実践			
加算見込額	(年間平均利用児童数)	(加算単価)	(月数)	(加算見込額)
	人 ×	円 ×	月 =	円
	(加算見込額の使途) ※両方選択可 <input type="checkbox"/> 保育士の増員 <input type="checkbox"/> 職員の賃金改善			
	(具体的な使途内容) (記載例) ・ 必要保育士数しか置いていないため、当該加算を活用して保育士を1名増員 ・ 既に必要保育士数を超過して配置しているため、職員のうち若手保育士の賃金改善に充当 など			
加算額(実績) A	円	実支出額 B	円	
加算額の残額 (A－B)	円	(残額が生じた理由)		
	(残額の使途) (記載例) ・ ○年○月に全ての職員に対し、一時金として支給 など			

※1 「保育士数」欄の「年齢別配置基準①」は、3歳児配置改善加算の適用がある場合には、3歳児の配置を20:1から15:1に置き換えて算定すること。

※2 「保育士数」欄について、短時間勤務保育士を充てる場合には常勤換算数を用いること。

9 分園の場合

「保育所分園の設置運営について」(平成10年4月9日児発第302号)に定める「保育所分園設置運営要綱」に該当する分園に適用する。

10 常態的に土曜日に閉所する場合

土曜日に閉所する理由等	
-------------	--

11 定員を恒常的に超過する場合

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均 在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均 在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均 在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均 在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	年平均 在所率
月初日在籍子ども数														%
月初日利用定員														

12 主任保育士専任加算

主任保育士の配置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	主任保育士氏名	
代替保育士の配置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	代替保育士氏名	
事業の実施状況（実施している事業の番号に○印をすること） （複数実施すること）	1 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉		
	2 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月または5月）の平均対象子どもが1人以上いるもの。） ただし、当分の間は「保育対策等促進事業の実施について」の一部改正について（平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による改正前の一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 〈 月初日現在利用園児数 名〉		
	3 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉		
	4 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から当該要件を満たしているものとする。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉		
	5 障害児（軽度障害児を含む。）※が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から当該要件を満たしているものとする。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉		
添付書類	子育て支援活動等の実施状況が分かる資料等		

※ 登別市が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

13 療育支援加算

主任保育士専任加算(12)の対象施設	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
主任保育士等補助者の配置	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	主任保育士等補助者氏名	
受入障害児 [※] 数	特別児童扶養手当支給対象児童	月初日現在	名
	それ以外の対象子ども	月初日現在	名
添付書類	療育支援の取組が分かる資料		

※ 登別市が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

14 事務職員雇上費加算

事務職員の配置 ^{※1}	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	
事業の実施状況（実施している事業の番号に○印をすること） （いずれかの事業を実施すること）	1 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉	
	2 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月または5月）の平均対象子どもが1人以上いるもの。） ただし、当分の間は「保育対策等促進事業の実施について」の一部改正について（平成21年6月3日雇発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による改正前の一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 〈 月初日現在利用園児数 名〉	
	3 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉	
	4 乳児が3人以上利用している施設（月の初日において乳児が3人以上利用している月から年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉	
	5 障害児（軽度障害児を含む。） ^{※2} が1人以上利用している施設（月の初日において障害児が1人以上利用している月から、年度を通じて当該要件を満たしているものとする。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉	
添付書類	事業等の実施状況が分かる資料	

※1 施設長等の職員が事務職員としての業務を兼務する場合又は業務委託する場合は、その旨を記載する。

※2 登別市が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

15 冷暖房費加算

特段、添付書類は不要。
※登別市：3級地

16 除雪費加算

特段、添付書類は不要。
※登別市は非該当

17 降灰除去費加算

特段、添付書類は不要。
※登別市は非該当

18 入所児童処遇特別加算

職員数※2	配置基準数	実人員	常勤	人
	人	人	非常勤※1	() 人
事業の実施状況（実施している事業の番号に○印をすること） （いずれかの事業を実施すること）	1 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） （ 月初日現在利用園児数 名）			
	2 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月または5月）の平均対象子どもが1人以上いるもの。） ただし、当分の間は「保育対策等促進事業の実施について」の一部改正について（平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による改正前の一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 （ 初日現在利用児童数 名）			
	3 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。） （ 月初日現在利用園児数 名）			
	4 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。） （ 月初日現在利用園児数 名）			
	5 障害児（軽度障害児を含む。）※3が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。） （ 月初日現在利用園児数 名）			
「特定就職困難者雇用開発助成金」等の補助の状況（右欄の番号に○印をすること。）	1 受けている			
	2 受ける予定			

※1 非常勤職員欄の（ ）に加算対象人員を再掲すること。

※2 「職員数」欄は、4月1日現在で記入のこと。

※3 登別市が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

【入所児童処遇特別加算職員】

氏名	年齢	雇用契約期間	年間雇用時間(予定)数	業務内容	備考※1
		～	時間		
計	—	—		—	—
業務内容※2					
添付書類	雇用契約書、本加算の効果・必要性等が分かる資料等				

※1 身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の別を備考欄に記入すること。（ただし、身体障害者、知的障害者、精神障害者の場合は障害の程度も合わせて記入のこと。）

※2 業務内容については、詳細に記入すること。

19 施設機能強化推進費加算

【事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額】

事業内容			支出予定（済）額		
実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内訳
		円	印刷製本費 旅費 光熱水費 消耗品費 賃委託金費	円	
—	—	計	—	計	—
事業の実施状況（実施している事業の番号に○印をすること） （複数実施すること）	1 延長保育事業（子ども・子育て支援交付金の交付に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。ただし、当該要件を満たした月以降の各月においては、同一年度内に限り、事業を実施する体制が取られていることをもって当該要件を満たしているものと取り扱う。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉				
	2 一時預かり事業（一般型）（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合しており、かつ、事業開始月（年度当初から事業を開始する場合は4月または5月）の平均対象子どもが1人以上いるもの。） ただし、当分の間は「保育対策等促進事業の実施について」の一部改正について（平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による改正前の一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含むこととされること。 〈 月初日現在利用児童数 名〉				
	3 病児保育事業（子ども・子育て支援交付金に係る要件に適合するもの及びこれと同等の要件を満たして自主事業として実施しているもの。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉				
	4 乳児が3人以上利用している施設（4月から11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉				
	5 障害児（軽度障害児を含む。）*が1人以上利用している施設（4月から11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。） 〈 月初日現在利用園児数 名〉				

※ 支出予定（済）額の科目欄には、記載の科目以外に該当するものがあれば、適宜記入すること。

※ 登別市が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

20 小学校接続加算

加算要件 該当する適・ 否にレ印をす ること (1～3の要件 全てに該当す る場合に加算)	1 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌明確にする。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施している。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	3 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。 なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していると認められる場合を含む。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類	上記取組等の実施状況がわかる資料等	

21 栄養管理加算

※ 年間を通じて栄養士を活用している場合に加算対象とする（年度途中で新たに開設した施設については、施設の開設以降、年間を通じて活用（期間が6ヶ月以上となること。）している場合に対象とする。）。

栄養士の配置※	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否	栄養士氏名	
栄養士を活用した継続的指導	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否		
添付書類	嘱託契約（写）又は配置が確認できる書類等		

※ 雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士を雇用している場合も対象となる。

22 第三者評価受審加算

※ 第三者評価の受審は5年に一度程度を想定しており、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできないこと。

加算要件 該当する適・ 否にレ印をす ること (1・2の要件 に該当する場 合に加算)	1 「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると登別市が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行わせるものを含む。）を受審。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	2 第三者機関による評価の受審結果をホームページ等により広く公表。	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
添付書類※	第三者評価の受審状況が分かる資料等 (評価者の委嘱や会議の開催等が決定された時点で提出)	

※ 評価機関との間の契約書等により、当年度に第三者評価の受審や結果の公表（評価機関からの評価結果の提示が翌年度になるため、結果の公表が翌年度になる場合を含む。）が行われることが確認できる場合は本加算の対象とする。その場合、事後に受審や結果の公表が行われていることが確認できる資料等を、登別市に提出すること。

別記様式第5号（第6条関係）

子どものための教育・保育給付費等過誤申立書

子どものための教育・保育給付費等について、過誤を申し立てます。

年 月 日

登別市長 様

申立者	施設・事業所番号										
	施設・事業所名称										
	事業所所在地										
	設置者名										
	申請者名										
	連絡先	電話番号									
F A X											
Email											
担当者名											

施設明細	児童明細	請求金額合計
件	件	円

対象年月	支給認定証番号	児童氏名	種別（認定区分）	請求金額	備考
			小計	円	